

# 時短要請の解除について

## 飲食店の皆さまへ

**対象地域：福島県全域**

(いわき市、郡山市、福島市を除く)

**営業時間の短縮等に御協力いただき、誠にありがとうございます。**

現在、県内全域(いわき市、郡山市及び福島市を除く)において、要請している営業時間の短縮等について、県内の感染状況を踏まえ、9月30日までとしていた要請期間を、**9月20日まで**とすることを決定しました。

**時短要請：9月20日(月)まで**

※ 9月20日(月)までは、引き続き、  
営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。  
酒類の提供は午後7時までとってください。

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(時短協力金)

営業時間の短縮に応じていただいた飲食店等を対象に協力金の制度を設けています。  
**9月1日～9月20日分**については、**9月21日(火)から受付を開始**します。

問い合わせ窓口：福島県協力金コールセンター  
TEL：024-521-8575 (受付時間9時30分～17時30分)

引き続き感染対策の徹底をお願いします

#### ① アクリル板等の設置

①パーティションを設置



②客席を削減し、間隔を1m以上確保



#### ② 換気の徹底



#### ③ 手指消毒の徹底



#### ④ 食事中以外の

マスク着用の推奨



福島県

令和3年9月17日